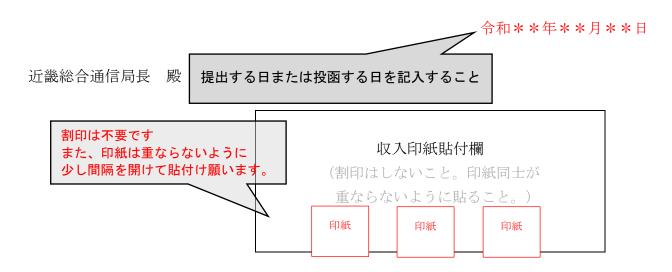
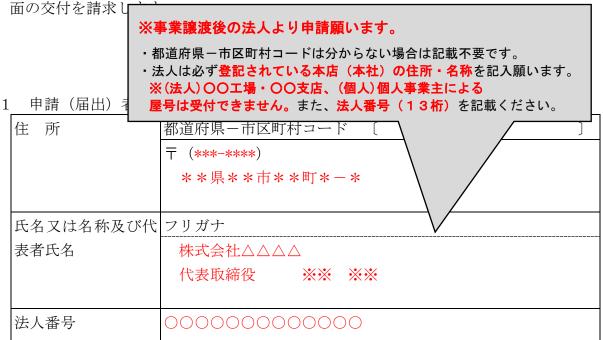
無線局免許承継申請書



電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続)

また、上記の届出(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書



代理人

1 4-11/4		
住 所	都道府県-市区町村コード 〔)
	〒 (−)	
氏名又は名称及び代 表者氏名	大理人が提出する場合のみ記入すること フリ (併せて委任状の提出が必要。)	
		-

2 承継に係る無線局

① 識別信号	(例) 1000000	00~10000005
② 種別	簡易無線局	
③ 免許の番号又は予備:	免 近K第〇〇〇〇号	~○○○○号
許通知書の番号		1
④ 免許人又は予備免許	を 株式会社 X X X X X	
受けた者の氏名、商号	又	
は名称		│ │ 承継の対象となる無線局の情報について
⑤ 免許の有効期間	令和*年*月*日	免許記録の内容を記載すること。
3 電波法第5条に規定する	5欠格事由	
開設しようとす	○任年 (佐ი西夕日)	☑ 該当
	の種類(第2項各号)	

相対的欠格事由(過去に電波法に違反した・処分された等)に該当しない場合"無"にチェックをつけること。

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

処分歴 (第3項)

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

令和*年X月X日

合併・分割の理由を 具体的かつ詳細に記載すること。

② 事業の譲受けの理由

(例)経営上の判断による。

③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

(例) 新法人で引き続き無線局を運用するため。

こちらに記載されている書類を用意して、「✓ (チェック)」を記載の上、申請時に 一緒に提出すること。

□ 該当しない

無

有

5 添付書類

る無線局

相対的欠格事由

- (1) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - ☑事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
 - ☑譲受人が法人であるときは、その定款
 - ☑譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ □□カ デンパタロウ		
	□□課 電波太郎		
電話番号	XXX-XXX-XXXX		
電子メールアドレス	xxxxxx@example.com		

日中連絡が取れる連絡先を記載すること。

【申請書送付先】

〒540-8795

大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 近畿総合通信局 陸上第三課 簡易無線担当